

岬町告示第16号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び第2項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、以下のとおり告示する。

令和8年3月31日

岬町長 田代 堯

記

- 1 委託した指定公金事務取扱者
 - (1) 名称：大阪広域水道企業団
 - (2) 住所又は事務所の所在地：大阪府中央区谷町2丁目3番12号
- 2 委託した公金事務の名称
公共下水道使用料及び漁業集落排水処理施設使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年3月31日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和8年4月1日から事務委託協定が存続する期間